

保 護 者 の 皆 様 へ

令和3（2021）年5月18日

大 阪 市 教 育 委 員 会  
大 阪 市 立 清 水 小 学 校  
校 長 清 水 健 司

### 今後の学校園における対応について

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、現在、大阪府に対し「緊急事態宣言」が発出されており、本市としましては、徹底した感染症防止対策を講じるとともに、児童の健やかな学びの保障や心身への影響の観点等を踏まえ、取り組んでおりますが、「緊急事態宣言」が発令されてから約1か月が経ち、子どもの感染者数が徐々にではありますが減少していること等から、5月20日（木曜日）から次のとおり教育活動を行ってまいりたいと考えていますので、ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、「緊急事態宣言」がなお継続されている状況でありますことから、学校園以外での日常生活についても各自が感染防御対策を取り、家庭内感染を防ぐなど今後の更なる感染拡大を少しでも予防し、子どもたちの学びの活動を止めないためにも、引き続き保護者の皆様とお子様の感染予防について別添の「新型コロナウイルス感染症の予防について（お願ひ）」に基づき、ご対応いただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、新型コロナウイルスに係る対応については、今後変更が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

### 記

#### ○5月20日（木）における教育活動について

- ・8時30分までに登校してください。
- ・1時間目から4時間目まで授業を行います。給食は喫食します。
- ・午後は、眼科検診がありますので、1・2・3年生は、14時35分、4・5・6年生は、15時30分に下校します。

#### ○5月21日（金）における教育活動について

- ・8時30分までに登校してください。
- ・1時間目から4時間目まで授業を行います。給食は喫食します。
- ・13時45分に下校します。 午後からは、家庭（預かりの場合は教室）でプリント等の学習をします。

※児童いきいき放課後事業へ参加する児童は、給食後に下校せず、いきいき活動開始までは学校でプリント等の学習を行います。

#### ○5月24日（月）からの教育活動について

- ・通常授業を再開します。